

亘理町農地利用最適化推進委員 募集要項

1. 趣旨

農業委員会等に関する法律第19条第1項（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び亘理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例平成29年亘理町条例21号。）第3条に基づき、亘理町農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を募集いたします。

2. 募集人員

15人（下記の区域ごとに募集人数を定める）

区域名	地区名	定員
亘理地区	館南上、館南下、南町南、南町北、上町南、上町北、南城東、北城東、中町、五日町、新井町、新町中、新町南、新町北、駅前西、駅前東、下茨田南、下茨田北、桜小路東、桜小路中、桜小路西、祝田東、祝田西、祝田南、新町、倉庭	2人
逢隈地区	上郡、下郡、小山、田沢、早川、森房、上の町、中泉、今泉、牛袋、十文字町、十文字村、榎袋、鷺屋、蕨鹿島、神宮寺、高屋、柴町、	6人
荒浜地区	本郷、あぶくま、箱根田西、箱根田東、港町、鳥屋崎	2人
吉田地区	吉田、中原、旭台、上大畑、下大畑、南長瀬、北長瀬、一本松、新丁、開墾場、長瀬浜、大畑浜、野地、浜吉田東、浜吉田西、浜吉田北	5人

（表中の地区名は、亘理町行政連絡区設置並びに区長選任に関する規則（昭和30年亘理町規則第6号）に掲げる名称とする。）

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用に最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 亘理町の職員
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 主な業務

担当区域において、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いの推進、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発

生防止・解消の推進等の業務を行います。

また、農業委員と連携し、農業委員会等が必要な業務を行います。

その他農業委員会が必要とする活動を行います。

5. 任期

農業委員会が委嘱した日から平成33年1月28日までの3年間
(平成30年2月上旬委嘱予定)

6. 報酬(年額)

亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。

7. 推薦及び応募に係る手続き

①所定の推薦書・応募書(様式第1号～様式第3号)に必要な事項を記入の上、持参又は郵送により亶理町農業委員会事務局へ提出してください。

また、推薦・応募等に係る提出書類は返却しませんので、ご了承ください。

②推薦・応募等に必要な書類は、次の窓口に備えるほか、亶理町ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

ア、亶理町役場 農林水産課

イ、各地区交流センター(逢隈・荒浜・吉田)

ウ、農業委員会事務局

8. 推薦及び応募の受付期間

平成29年10月2日(月)～平成29年10月31日(火) 必着

なお、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に規定する休日に提出することはできません。

※郵送する場合は、簡易書留を使用し10月31日必着で郵送してください。

9. 情報の公表

推薦者、被推薦者、応募者に関する情報(住所・生年月日は除く)は推薦、募集期間の中間と終了時に亶理町ホームページで公表します。

10. 選任

亶理町農地利用最適化推進委員審査委員会において、被推薦者及び応募者の中から推進委員を審査し、農業委員会が各推進委員の区域を定めて委嘱します。

11. その他

(1) 推進委員及び農業委員の両方に推薦又は応募することができます。

(各々申込み手続きが必要)

ただし、推進委員、農業委員の兼務はできません。

(2) 追加の書類の提出を求める場合があります。

(3) ご不明な点等は、書類の作成・提出前にお問い合わせください

【問い合わせ先】

亶理町農業委員会事務局

〒989-2393 亶理町字下小路7-4

電話番号 0223-34-0504